

適正な水道料金等のあり方について

答 申 書 (案)

令和 8 年 月 日

豊田市上下水道事業審議会

は　じ　め　に

令和８年６月２９日、当審議会は、市長から「適正な水道料金等のあり方」について諮問を受け、４回にわたり慎重に審議を行った。

水道事業は、市民生活と地域社会を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を低廉で安定的に供給するための事業である。

本市の水道事業は、平成２９年度に全ての簡易水道事業との経営統合を完了し、市内全域を対象とした事業運営体制を構築してきた。水道普及率は高い水準に達し、水道の拡張整備を主とする時代から、既存施設や管路を適切に維持管理し、次世代へ引き継ぐ時代へと移行している。また、人口減少や節水機器の普及等により水需要は長期的な減少傾向にあり、給水収益の大幅な増加は見込みにくい状況にある。その一方で、水道施設及び管路の老朽化への対応や大規模災害に備えた耐震化などの更新需要が見込まれている。令和元年の水道法改正では、水道の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な事業運営を確保することが求められており、本市においても、安全で安定した給水を継続していくためには、健全な財政基盤の確保が不可欠である。

現行の水道料金体系は、これまで水道普及の推進に一定の役割を果たしてきたが、水需要の減少や使用実態の変化など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、料金水準及び料金体系の見直しについて審議を重ねた。本市の水道事業の健全な経営とその発展のために、この答申が十分に尊重されることを切望する。

本 文

1 答申内容

当審議会は、適正な水道料金等のあり方について精査し、以下のとおりの結論に達した。

- ・ 水道料金
増額改定を実施する。(平均改定率 22.3%)
- ・ 料金等算定期間
2027 年度(令和 9 年度)～2030 年度(令和 12 年度)(4 年間)とする。

【令和 9 年度から令和 12 年度の水道料金体系】

(1 月あたり・税抜)

口径	基本料金	改定額* ₂	従量料金(1 m ³ につき)		改定額* ₂
20 ミリメートル 以下* ₁	1,329 円	+294 円	1～20 立方メートル	111 円	+25 円
			21～40 立方メートル	191 円	+25 円
			41～60 立方メートル	271 円	+25 円
25 ミリメートル	3,551 円	+786 円	61 立方メートル～	341 円	+25 円
30 ミリメートル	6,183 円	+1,368 円	1～40 立方メートル	191 円	+25 円
			41～60 立方メートル	271 円	+25 円
40 ミリメートル	12,230 円	+2,705 円	61 立方メートル～	341 円	+25 円
50 ミリメートル	18,175 円	+4,020 円	1～60 立方メートル	271 円	+25 円
75 ミリメートル	45,281 円	+10,016 円	61 立方メートル～	341 円	+25 円
100 ミリメートル	90,875 円	+20,100 円	1 立方メートル～	341 円	+25 円
150 ミリメートル	263,901 円	+58,371 円			

*1：メーター口径が 13 ミリメートルの基本料金は、口径 20 ミリメートルの基本料金から 100 円を減じた額とする。

*2：現行比

2 答申に至った理由

- (1) 人口減少等により有収水量は減少傾向にあり、給水収益の増加が見込みにくい状況にある。一方で、物価高騰等の影響により受水費や委託料等の増加が見込まれており、現行の料金体系のままでは令和9年度から収益的収支の赤字が発生し、その赤字額は年々拡大する見通しである。
- (2) 供給開始70年を迎え、水道施設及び管路の老朽化が進行している。老朽化対策は、大規模災害対策の耐震化とあわせて計画的に更新を進める必要があるが、工事単価の上昇も相まって、今後の更新投資額は増加する見込みであり、資本的収支はさらに厳しい状況となることが予測される。
- (3) 収益的収支の悪化及び更新投資の増加により内部留保資金は急速に減少する。現行料金体系のままでは令和10年度に資金が枯渇し、計画通りの投資ができない見通しである。このため、将来にわたり安定した水道サービスを提供していくためには、給水収益の確保による経営基盤の強化が必要である。
- (4) 将来の更新需要を見込んで総括原価を算定した結果、必要改定率は約70%となるが、市民負担が急激に増加することを考慮し、投資計画の再精査による事業費の削減、企業債の活用、一般会計からの繰入れを行い、必要改定率は平均22.3%増とすることが適当であると判断した。
- (5) 本市の水道料金は、小口径の料金収入は給水原価を下回り、その不足分は大口使用者が補う構造となっている。大口使用者の水需要は減少傾向にあり、その変動が水道事業収益に及ぼす影響は大きく、過度な料金負担の偏在は安定的な経営にとって課題となっている。
- (6) 以上のことから、料金改定額については、小口使用者の負担の状況に配慮するとともに、将来にわたる安定的な収益を確保する観点から、現行の料金体系を基に、水道料金算定要領に基づき算出した料金割合(※)を維持しつつ、基本料金については一律28.4%増、従量料金については一律25円増とした。

※：水道料金算定要領に基づく基本料金割合・従量料金割合＝33%：67%

3 附帯意見

- (1) 水道料金を増額改定するが、ストックマネジメント計画及び耐震化計画による適正な老朽化対策や耐震化事業等の検討とともに、施設の統廃合やダウンサイジング等による水運用の見直しを進め、健全経営を維持するために経費削減の努力は継続して続けられたい。
- (2) 近年、自然災害の激甚化・頻発化により水道施設が大きな被害を受け、市民生活に影響を及ぼしている状況が各地で見られる。緊急時の飲料水の確保や水道施設の耐震化を図られるとともに、危機管理体制をより一層充実させ、大規模災害に備えた対策を着実に実施されたい。
- (3) 将来の人口減少や水需要の減少への対応として、水道法の趣旨を踏まえ、市民生活への影響も十分考慮したうえで、発展的広域化、官民連携などの検討を進められたい。
- (4) 水道事業に対する市民の理解は、水道事業への安心と信頼につながるため極めて重要である。安定供給の取組や経営状況等の理解が得られるようわかりやすい情報発信に努められたい。
- (5) 水道料金改定は、令和9年度から12年度の経営計画に必要な改定であるが、社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め実施されたい。

水道事業は、市民の重要なライフラインとして安全・安心で安定的な水の供給が求められる。今後も市民の安全・安心と信頼を得られるよう、将来にわたり持続可能な水道事業経営に努められたい。

この答申で示した「適正な水道料金等のあり方」が、豊田市水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

【審議経過】

当審議会では、令和7年度の決算状況をはじめ、令和8年度以降の水道事業計画、財政収支計画及び本市の水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に検討した。

開催日	審議内容等
第1回 令和8年 6月29日	○委嘱状交付 ○諮問書伝達 ○令和7年度上下水道事業決算報告 ○令和7年度水道水源保全事業決算報告 ○次期水道料金のあり方について ・ 豊田市水道事業の概況 ・ 4年前の水道料金改定 ・ 今後の収支計画の見通し ・ 経費削減の取組 ・ 適正な水道料金のあり方
第2回 令和8年 7月28日	○次期水道料金のあり方について ・ 料金改定率の検討 ・ 逡増制について
第3回 令和8年 8月26日	○次期水道料金のあり方について ・ 料金体系表の検討
第4回 令和8年 9月28日	○答申案の審議

豊田市上下水道事業審議会委員名簿

会	長	竹	内	信	仁
副	会 長	中	山	恵	子
委	員	安	藤	彰	洋
	〃	和	泉	ま	り 子
	〃	大	山	知	子
	〃	加	藤	有	花
	〃	川	合	成	幸
	〃	川	合	寿	人
	〃	神	頭	広	好
	〃	樹	神	康	之
	〃	城	金	茂	樹
	〃	鈴	木	ひ	と み
	〃	関	口	栄	治
	〃	二	宮	謙	治
	〃	松	本	嘉	孝
	〃	安	井	新	弘
	〃	山	田	雄	三

(50音順、敬称略)